

釧路市

【令和6年度】

申請受付期間 令和6年4月1日(月)～10月31日(木)まで

住宅エコリフォーム補助制度

釧路市はエコで快適な家づくりを応援します

基本補助

対象工事費の**10%**
最大50万円

加算で更に補助金額 **アップ** ↑

「高齢者同居加算」で **5%** 上乘せされ

基本補助と合わせると **最大75万円**

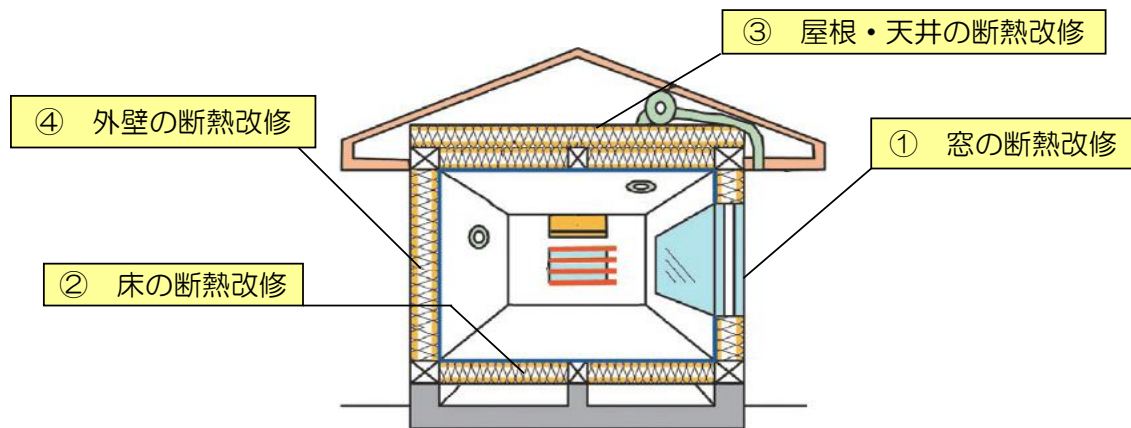
「地域材利用加算」で **1万円/m³** 上乘せ
※地域材の使用量が1m³未満の場合も一律1万円を加算

※受付期間内に先着順で申請を受付け、予定額に達した時点で終了いたします。

■省エネ改修工事

省エネ基準に適合した

- ① 窓等の断熱改修工事（居室の窓は全て）
- ② 床全体の断熱改修工事
- ③ 屋根・天井全体の断熱改修工事
- ④ 外壁全体の断熱改修工事



省エネ基準を満たす住宅のイメージ

■バリアフリー改修工事

- ① 浴室の改良
- ② 便所の改良
- ③ 階段の改良
- ④ 段差の解消
- ⑤ 通路の拡幅
- ⑥ 手すりの設置
- ⑦ 出入口の戸の改良
- ⑧ 滑りにくい床材料への取替え



■お問い合わせ先

釧路市役所 住宅都市部 建築指導課 指導防災担当（市役所本庁舎5階）

電話番号 0154-31-4569

釧路市ホームページからは、

トップページ→まちづくり・環境→都市・建築→建築→建築指導・防災→釧路市住宅

補助制度の概要について

■補助対象の住宅及び申請者の条件は？

◎補助対象の住宅

- 市内の住宅で、次にあげる住宅（空き家は含みますが、賃貸住宅は含みません。）
 - ① 戸建住宅（店舗、事務所などとの併用住宅も含みます。）
 - ② 長屋、共同住宅の住戸部分、分譲マンションの専有部分
- ※ 長屋、共同住宅、分譲マンションの共用部分は補助対象外となります。
- ※ 店舗や事務所などとの併用住宅は、住宅部分の面積が全体面積の1/2以上の場合のみ、住宅部分が補助対象となります。

◎申請者の条件

- 補助対象の住宅を所有している釧路市民または、改修工事後速やかに市民になる方
- 補助対象の住宅に居住している、または、改修後速やかに居住する方
- 満20歳以上で市税等を滞納していない方
- 釧路市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員に該当しない方

■補助申請の受付期間はいつからいつまで？

令和6年4月1日（月曜日）から10月31日（木曜日）まで

- 上記受付期間内に先着順で申請を受け、補助金額が予定額に達した時点で終了いたします。

■どのような工事が対象となるの？

◎補助対象となる工事

省エネ改修工事

省エネ基準（釧路市住宅エコリフォーム補助金交付要綱による）に適合する、次にあげる工事

- ① 窓及び外壁開口部の断熱改修工事（居室の窓全てが省エネ基準に適合することが条件）
 - ② 床全体の断熱改修工事
 - ③ 屋根・天井全体の断熱改修工事
 - ④ 外壁全体の断熱改修工事
- ※ 断熱改修工事に必要な関連工事も補助対象となります。
 - ※ それぞれ単独での申請も可能です。

バリアフリー改修工事

上記の省エネ改修工事とバリアフリー改修工事を同時に行うこともできます。

- ①浴室の改良
- ②便所の改良
- ③階段の改良
- ④段差の解消



- ⑤通路の拡幅



- ⑥手すりの設置



- ⑦出入口の戸の改良



- ⑧滑りにくい床材料への取替え

※④及び⑥の工事は、玄関ポーチも補助対象となります。

◎工事施工者の条件

- 建設業の許可を受けた、釧路市内に本店を有する事業者。
- 個人の場合は市内に住民登録を有すること。身分証明書または住民票（抄本）および過去1年間の工事履歴が記載された書類の提出が必要となります。ただし、契約金額が500万円以上の場合は建設業の許可が必要となります。

■補助金はいくらもらえるの？

◎「基本補助」について

補助対象工事費の10%で、戸当り最大50万円（千円未満切捨て）

- 補助対象額は消費税を含む補助対象となる改修工事費用（見積額）と、国の告示に定められる金額を基に市の定める標準費用額により算出した額を比較し、いずれか少ない額の合計です。
- 同一年度において、1人1回限り、または同一住宅について1回限り申請可能です。
- 補助対象工事費（消費税を含む）の合計が20万円以上の工事が対象となります。

◎「高齢者同居加算」とは？

- 三親等以内の親族である高齢者と同居（申請者が高齢者である場合、高齢者または高齢者以外の三親等以内の親族との同居を含む）する場合、または既に同居している場合、補助対象額の5%を上乗せ加算し、基本補助と合わせて最大75万円です（千円未満切捨て）。
ただし、申請者と同居者が夫婦の場合は対象となりません。
- 対象となる住宅に居住する全員の住民票の写しは、補助金の交付前に提出が必要です。

◎「地域材利用加算」とは？

- 補助対象工事に利用された釧路管内産の木材量に、市が算定した輸入材との差額1万円/m³を乗じた額を上乗せして加算します（千円未満切捨て）。
※ 補助対象工事に要した地域材の使用量が、1m³未満の場合は一律1万円を加算します。
※ 申請時には利用見込み量を明示した見積書、完了届提出時には認定された製材工場等が発行する木材産地証明（利用された地域材の量が明示されたもの）等を提出して頂く必要があります。

■交付申請書や工事完了届に必要な書類

交付申請時の提出書類

- ①エコリフォーム補助金交付申請書
- ②住民票の写し
（3ヶ月以内に発行されたもので、高齢者同居加算を受ける場合は対象となる住宅に居住する全員のもの）
- ③建物登記事項証明書等（3ヶ月以内に発行）
- ④工事見積書（地域材利用加算を受ける場合は、利用予定数量が明記されたもの）
- ⑤施工前、施工後の設計図書
- ⑥工事箇所の写真
- ⑦完納証明書（滞納がないことの証明書）
- ⑧各種公的支給や補助申請に関する申出書
- ⑨委任状（代理申請の場合）
- ⑩工事施工者の身分証明書または住民票（抄本）の写し、及び過去1年間の工事履歴が記載された書類

工事完了時の提出書類

- ①工事完了届（工事を行ったことの証明欄に、施工業者名の記入、押印）
- ②工事請負契約書等の写し
- ③領収書等の写し
- ④工事完了箇所の写真（窓以外の断熱改修の場合は施工中の写真も必要。地域材利用加算を受ける場合は地域材であることが判別可能なもの）
- ⑤検査済証（確認申請を要する場合）
- ⑥木材産地証明書（地域材利用加算を受ける場合で利用された木材量が明記されたもの）
- ⑦住民票の写し
（交付申請時、改修する住宅に未入居の場合）

■注意事項

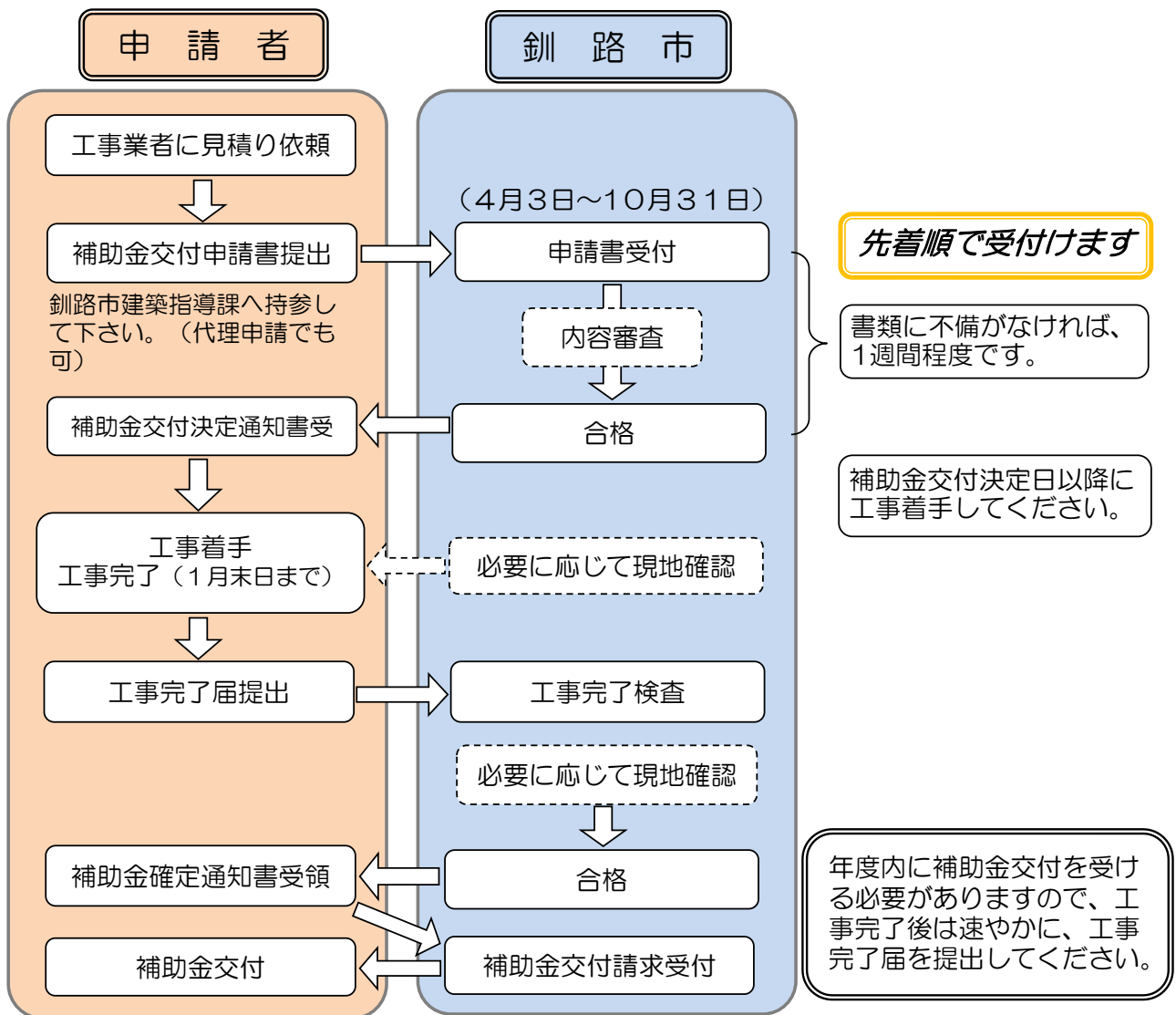
- 申請時において既に工事に着手している住宅は補助対象外です。
- 新築住宅は対象外です。
- 国の減税制度や固定資産税の減額は、補助と併用して受けることができますが、別途、減税等の対象となる条件（省エネルギーのローン型減税においては、居室の窓全体の改修が必須条件となる等）を満たす必要があります。
- 工事箇所や経費が明確に区分できる場合は、市や国など他の補助制度と併用可能な場合があります。

■その他

- 省エネ改修、バリアフリー改修には釧路市が定めた基準があります。まずは電話でご相談をしていただくか、パンフレット内「工事の判断基準」で詳細を確認してください。
また、相談へお越しの際は、専門家と一緒にお越しになることをお勧めいたします。
- 申請書は市役所、各行政センター、鳥取支所、コア鳥取・大空・かがやき等で配布するほか釧路市のホームページからダウンロードできます。

電話番号 0154-31-4569 お電話お待ちしております！

補助金交付までの流れ



■一定要件を満たしていれば、「バリアフリーリフォーム」、「省エネルギーリフォーム」をすることで、「所得税の控除」や「固定資産税の減税」を受けることができます。

詳しくは下記、連絡先へお問い合わせ下さい。

○所得税の控除について 釧路税務署 釧路地方合同庁舎 0154-31-5100

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/shoto303.htm>

○固定資産税の減税について 釧路市役所財政部 資産税課 資産税係 0154-23-5198

<https://www.city.kushiro.lg.jp/kurashi/zeikin/1010710/1003966/1003976.html>

釧路市住宅エコリフォーム補助制度のホームページ

釧路市ホームページアドレス：<https://www.city.kushiro.lg.jp/index.html>

※TOPページから、まちづくり・環境→都市・建築→建築→建築指導・防災→釧路市住宅エコリフォーム補助制度の順番で開いてください。

お問い合わせ・ご相談は

釧路市役所本庁舎 5階

住宅都市部 建築指導課 指導防災担当

〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地 電話番号：0154-31-4569 (直通)

E-mail：ke-shidoumousai@city.kushiro.lg.jp